

鳥獣の捕獲を目的とした入林届の提出状況

令和8年10月1日 時点

番号	入林場所		入林目的	捕獲方法	捕獲対象鳥獣	入林期間		入林者 人数
	市町	国有林名(立入禁止区域を除く)				自	至	
1	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地藏堂、菅引国有林	有害鳥獣捕獲	銃器	シカ・イノシシ	R8.4.12	R8.6.30	10
2	熱海市	奥の沢国有林	有害鳥獣捕獲	銃器・わな	シカ・イノシシ	R8.4.15	R9.3.31	1
3	伊豆市、西伊豆町、松崎町、河津町、東伊豆町	湯ヶ島、筏場、地藏堂、菅引、仁科、池代、大鍋、梨本国有林	指定管理鳥獣捕獲	銃器・わな	シカ・イノシシ	R8.4.20	R9.3.17	数名
4	西伊豆町	仁科国有林	指定管理鳥獣捕獲	わな	シカ・イノシシ	R8.5.20	R9.3.17	2
5	熱海市	泉国有林	有害鳥獣捕獲	わな	シカ・イノシシ	R8.5.15	R9.3.31	2
6	伊豆市	中伊豆官公造林地17林班、菅引国有林291～299林班	指定管理鳥獣捕獲	わな	シカ・イノシシ	R8.5.25	R9.1.20	8
7	西伊豆町	仁科国有林	有害鳥獣捕獲	わな	シカ・イノシシ	R8.6.27	R9.3.31	4
8	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地藏堂、菅引国有林	指定管理鳥獣捕獲等	銃器	シカ・イノシシ	R8.7.4	R9.3.15	11
9	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地藏堂、菅引国有林	有害鳥獣捕獲	銃器・わな	シカ・イノシシ	R8.7.7	R8.10.31	10
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								